

札幌市余裕期間制度（フレックス方式）要領新旧対照表

旧	新	備 考
（趣旨） 第1条 この要領は、札幌市（交通局、水道局及び病院局を除く。）が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を選択して契約を締結できる制度を試行するにあたり、必要な取扱い等について定める。	（趣旨） 第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などの確保に資するよう、札幌市（交通局、水道局及び病院局を除く。以下同じ。）が発注する工事（札幌市工事施工規程（平成4年訓令第4号）第2条第1号に定める工事をいう。以下同じ。）において、余裕期間制度（フレックス方式）の適用に努めるとともに必要な事項を定めるものである。	フレックス方式の適用および字句修正
（新設）	（余裕期間制度の適用） 第2条 札幌市が発注する工事は、余裕期間制度（フレックス方式）の適用に努めるものとする。	フレックス方式の適用について定めた。
（定義） 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	（定義） 第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	条の繰り下げ
（新設）	（1） 余裕期間制度（フレックス方式） 発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定して契約を締結できる制度をいう。	定義の充実 字句修正
（新設）	（2） 全体工期 発注者が通常工期を越えて設定する工期で、特記仕様書に明示する契約締結日から工事完了期限までの期間をいう。なお、通常工期を越える期間は6月を越えない範囲とする。	
（1） 全体工期 通常工期と余裕期間の合計	（3） 通常工期 通常の積算により算出した工期をいう。	
（2） 通常工期 通常の積算により算出した工期（標準工期）	（4） 余裕期間 受注者が労務者および資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事の始期の前日までをいう。	
（3） 実工期 全体工期内で、受注者が設定した契約書上の工期	（5） 実工期 全体工期内で、受注者が設定した契約書上の工期をいう。	
（4） 工事開始日 受注者が設定した工事の始期	（6） 工事開始日 受注者が設定した工事の始期をいう。	

(対象工事等) 第3条 札幌市が発注する工事のうち、余裕期間制度（フレックス方式）（以下、「フレックス工期」という。）を適用するものは、次の事項を踏まえ、工事等担当部長（札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）第2条第6号に規定する工事等担当部長をいう。）が選定するものとする。 (1) 余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。 (2) 余裕期間を設定しても、翌債等で承認された期日を超えない工事であること。 (3) 予算の執行において、支障が生じない工事であること。 (余裕期間の設定) 第4条 余裕期間は、6か月を超えない範囲で設定すること。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事の場合は、この限りではない。 (工事費の積算) 第5条 工事費の積算は、落札決定日の翌日から5日後を工事開始日とする工期を基準とした積算方法により行うものとし、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増しは、行わないものとする。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事の場合は、この限りではない。 (入札の告示及び特記仕様書等の記載) 第6条 フレックス工期により実施する入札の告示及び特記仕様書等の記載事項については、次のとおりとする。 1 告示（告示別表等） (1) 工期について (2) その他注意事項等 2 特記仕様書 (1) 主任技術者等の専任期間について (2) 工期について (3) その他注意事項等	(削除) (削除) (削除) (入札の告示及び特記仕様書等の記載) 第4条 余裕期間制度（フレックス方式）を適用する場合における入札の告示及び特記仕様書等の記載事項については、次に掲げる事項とする。 (1) 告示（告示別表等）については次に掲げる事項 ア 工期について イ その他注意事項等 (2) 特記仕様書については次に掲げる事項 ア 主任技術者等の専任期間について イ 工期について ウ その他注意事項等	適用除外規定として第12条に再構成したため削除 第3条第3号で規定したため、削除した。 積算上の通常工期は特記仕様書で記載するので削除。 条の繰り上げ 字句修正
--	---	--

(実工期の申出) 第7条 発注者は、落札決定後、契約までの間に、別記様式により当該落札者から実工期の申出をさせるものとし、当該申出期間を契約書に記載するものとする。 (経費の負担) 第8条 フレックス工期に基づく契約により増加する経費は、受注者が負担するものとする。 (前払金の取扱い) 第9条 受注者は、契約書で定めた工期内において、前払金を請求できるものとする。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。 (工事開始日前の取扱い) 第10条 工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理を発注者の責任において行うものとする。 (2) 受注者は、契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。 (技術者の配置) 第11条 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 (工期の延長) 第12条 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工事行程を見直す必要が生じた場	(実工期の申出) 第5条 発注者は、落札決定後、契約までの間に、別記様式1により当該落札者から実工期の申出をさせるものとし、当該申出期間を契約書に記載するものとする。 (経費の負担) 第6条 実工期が通常工期を超えたときその他余裕期間制度(フレックス方式)の適用によって経費が増加したときは、当該増加した経費は、受注者が負担するものとする。 (前払金の取扱い) 第7条 受注者は、契約書で定めた工期内において、前払金を請求できるものとする。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。 (工事開始日前の取扱い) 第8条 工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 余裕期間においては、当該工事現場の管理を発注者の責により行うものとする。 (2) 受注者は、余裕期間においては、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、発注者や関係機関との打合せ、資機材の発注、労務者確保等の準備行為は、受注者の責により行うことができるものとする。 (技術者等の配置) 第9条 余裕期間においては、現場代理人及び主任技術者等を配置することを要しない。 (工期の延長) 第10条 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工事行程を見直す必要が生じた場	条の繰り上げ 条の繰り上げ 経費増加の事例を具体化 条の繰り上げ 条の繰り上げ 字句整理 解釈上認めていた運用を但し書きで明確化した。 条の繰り上げ 字句整理 条の繰り上げ
--	--	---

合は、発注者があらかじめ設定した全体工期の終期までは、工期の延長を請求することができるものとする。 (契約の保証) 第13条 契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。 (新設) (その他) 第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、財政局管財部長が別に定める。	合は、発注者があらかじめ設定した全体工期内であれば、工期の延長を別記様式2により請求することができるものとする。 (契約の保証) 第11条 契約保証期間は、契約締結日からしゅん功日までを含む期間を対象とする保証とする。 (適用除外) 第12条 工事等担当部長（札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）第2条第6号に規定する工事等担当部長をいう。）は、次の各号のいずれかに該当すると認めた工事については、余裕期間制度（フレックス方式）を適用しないことができる。 (1) 余裕期間を設定することで、供用開始に影響を及ぼす工事 (2) 余裕期間を設定することで、著しく降雪の影響を受ける工事 (3) 同一の工事現場において施工される複数の工事が密接な関係にある場合において、余裕期間を設定することで他の工事に影響を及ぼす工事 (4) 余裕期間を設定することで、予算の執行に支障が生じる工事 (5) その他、余裕期間の設定が適当ではない工事 (その他) 第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、財政局管財部工事管理室長が別に定める。	条の繰り上げ フレックス方式を適用し難い工事を除外する規定を追加した。 条の繰り上げ
--	--	---

別記様式 1 工 期 申 出 書 年 月 日 札幌市長様 (住所) 請負者 (氏名) 印 年 月 日に落札決定の通知を受けた、次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。 <table><tr><td>工事名</td><td></td></tr><tr><td>工事場所</td><td>札幌市</td></tr><tr><td>契約予定年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>工期</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr></table> ※契約の締結までに提出すること。 ※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。	工事名		工事場所	札幌市	契約予定年月日	年 月 日	工期	年 月 日から 年 月 日まで	別記様式 1 工 期 申 出 書 年 月 日 札幌市長様 (住所) 受注者 (氏名) 印 年 月 日に落札決定の通知を受けた、次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。 <table><tr><td>工事名</td><td></td></tr><tr><td>工事場所</td><td>札幌市</td></tr><tr><td>契約予定年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>工期</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr></table> ※契約の締結までに提出すること。 ※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。	工事名		工事場所	札幌市	契約予定年月日	年 月 日	工期	年 月 日から 年 月 日まで	字句整理
工事名																		
工事場所	札幌市																	
契約予定年月日	年 月 日																	
工期	年 月 日から 年 月 日まで																	
工事名																		
工事場所	札幌市																	
契約予定年月日	年 月 日																	
工期	年 月 日から 年 月 日まで																	

(新設)	別記様式 2	様式の追加											
	工 期 変 更 請 求 書												
	年 月 日												
	札幌市長 様												
	(住所)												
	受注者												
	(氏名) 印												
	年 月 日に契約締結した、次の余裕期間制度（フレックス方式）適用工事について、札幌市余裕期間制度（フレックス方式）要領に基づき工期の変更を請求します。												
	<table><tr><td>工事名</td><td></td></tr><tr><td>工事場所</td><td>札幌市</td></tr><tr><td>契約締結日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">工期</td><td>現行： 年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>変更： 年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>特記仕様書に記載された全体工期の終期</td><td>年 月 日まで</td></tr></table>		工事名		工事場所	札幌市	契約締結日	年 月 日	工期	現行： 年 月 日から 年 月 日まで	変更： 年 月 日から 年 月 日まで	特記仕様書に記載された全体工期の終期	年 月 日まで
	工事名												
工事場所	札幌市												
契約締結日	年 月 日												
工期	現行： 年 月 日から 年 月 日まで												
	変更： 年 月 日から 年 月 日まで												
特記仕様書に記載された全体工期の終期	年 月 日まで												
※受注者は工事担当部に提出。工事担当部は変更工期が全体工期内か確認のうえ契約担当部に送付。													